ID:　448

担当部署:　市議会事務局 総務課

処分の概要	過料
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市議会個人情報の保護に関する条例　第57条
例 規 番 号	令和5年条例第4号

【根拠条文】

第57条　偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	

設 定 年 月 日	令和5年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日